

新旧対照表

改正後	改正前
○システム利用規程	○システム利用規程
〔平成20年10月1日〕	〔平成20年10月1日〕
〔業務関連規程第1号〕	〔業務関連規程第1号〕
改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号	改正 平成20年10月7日業務関連規程第5号
改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号	改正 平成21年3月12日業務関連規程第1号
改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号	改正 平成21年9月14日業務関連規程第2号
改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号	改正 平成22年2月10日業務関連規程第1号
改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号	改正 平成22年9月21日業務関連規程第2号
改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号	改正 平成22年11月10日業務関連規程第3号
改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号	改正 平成23年3月2日業務関連規程第1号
改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号	改正 平成23年6月8日業務関連規程第2号
改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号	改正 平成23年9月14日業務関連規程第4号
改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号	改正 平成24年2月15日業務関連規程第1号
改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号	改正 平成24年9月24日業務関連規程第2号
改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号	改正 平成24年10月10日業務関連規程第3号
改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号	改正 平成24年12月12日業務関連規程第4号
改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号	改正 平成25年2月13日業務関連規程第1号
改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号	改正 平成25年5月29日業務関連規程第2号
改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号	改正 平成25年9月24日業務関連規程第3号
改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号	改正 平成25年10月10日業務関連規程第4号
改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号	改正 平成25年12月18日業務関連規程第5号
改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号	改正 平成26年8月29日業務関連規程第1号
改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号	改正 平成27年3月27日業務関連規程第1号
改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号	改正 平成27年6月17日業務関連規程第2号
改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号	改正 平成27年9月30日業務関連規程第3号
改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号	改正 平成27年12月16日業務関連規程第4号
改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号	改正 平成29年3月15日業務関連規程第1号
改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号	改正 平成29年3月31日業務関連規程第2号
改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号	改正 平成29年5月23日業務関連規程第3号
改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号	改正 平成29年5月29日業務関連規程第4号
改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号	改正 平成29年9月19日業務関連規程第5号
改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号	改正 平成30年3月13日業務関連規程第1号
改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号	改正 平成30年9月12日業務関連規程第2号
改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号	改正 平成30年11月21日業務関連規程第3号
改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号	改正 平成30年12月11日業務関連規程第4号
改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号	改正 平成31年3月5日業務関連規程第1号
改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号	改正 平成31年3月13日業務関連規程第2号
改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号	改正 令和元年9月10日業務関連規程第1号
改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号	改正 令和2年1月20日業務関連規程第1号
改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号	改正 令和2年3月24日業務関連規程第2号
改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号	改正 令和2年6月16日業務関連規程第4号
改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号	改正 令和2年6月29日業務関連規程第5号
改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号	改正 令和2年9月16日業務関連規程第6号
改正 令和2年11月30日業務関連規程第7号	改正 令和2年11月30日業務関連規程第7号
改正 令和2年12月15日業務関連規程第8号	改正 令和2年12月15日業務関連規程第8号

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="margin: 0;">改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;"><u>改正 令和5年3月8日業務関連規程第2号</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（定義）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(1)～(9) (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、<u>手続連携システム</u>、アクセス回線（<u>手続連携システム</u>とネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(11) <u>手続連携システム システムの外部から連携して</u>上記第1号から第3号に係る手続を電子的に処理するための電子計算機をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(12) (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(13) アクセス回線 利用者システム又は<u>手続連携システム</u>とネットワーク基幹網を接続する回線で会社が提供するものをいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(14) 専用線接続 アクセス回線に、専用線を用い、利用者システム又は<u>手続連携システム</u>とセンターサーバとの通信経路を常時確立しておく接続方法をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(15) ブロードバンド接続 アクセス回線に光回線を用い、利用者システム又は<u>手続連携システム</u>とセンターサーバとの通信経路を常時確立させておく接続方法をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(16)～(34) (略)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（システム利用契約者となりうる者の区分等）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第3条 (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">2～3 (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">4 第1項第2号及び第9号に掲げる出港前報告制度に係る報告義務者及び<u>手続連携システム</u>を運営する者によるシステムの利用等については、会社との契約<u>等</u>において別途定めるものとする。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（EDI仕様等に基づく利用）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第4条 (略)</p>	<p style="margin: 0;">改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号</p> <p style="margin: 0;">改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号</p> <p style="margin: 0;"><u>改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号</u></p> <p style="margin: 0;"><u>【追加】</u></p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">【省略】</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（定義）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(1)～(9) (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(10) 利用者システム システムを利用するために、システム利用契約者が自己の計算と責任において設置する電子計算機その他の機器で、<u>民間システム</u>、アクセス回線（<u>民間システム</u>とネットワーク基幹網を接続する回線を除く。）又はインターネットに接続されるものをいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(11) <u>民間システム</u> 上記第1号から第3号に係る手続を電子的に処理するための電子計算機であり、<u>国以外が運営するもの</u>をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(12) (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(13) アクセス回線 利用者システム又は<u>民間システム</u>とネットワーク基幹網を接続する回線で会社が提供するものをいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(14) 専用線接続 アクセス回線に、専用線を用い、利用者システム又は<u>民間システム</u>とセンターサーバとの通信経路を常時確立しておく接続方法をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(15) ブロードバンド接続 アクセス回線に光回線を用い、利用者システム又は<u>民間システム</u>とセンターサーバとの通信経路を常時確立させておく接続方法をいう。</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">(16)～(34) (略)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（システム利用契約者となりうる者の区分等）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第3条 (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">2～3 (略)</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">4 第1項第2号及び第9号に掲げる出港前報告制度に係る報告義務者及び<u>民間システム</u>を運営する者によるシステムの利用等については、会社との契約において別途定めるものとする。</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">（EDI仕様等に基づく利用）</p> <p style="margin: 0 0 0 0;">第4条 (略)</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 システム利用契約者は、<u>自己の責任において、手続連携システムを使用</u>して、システムを利用することができる。</p> <p>【省略】</p> <p>(接続試験)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>手続連携システム</u>がシステムと接続する場合その他会社が必要と認める場合について準用する。</p> <p>【省略】</p> <p>(免責事項)</p> <p>第50条 システム利用契約者が<u>手続連携システムを使用</u>して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきシステムから<u>手続連携システム</u>に送信した電文により、第23条に規定する会社の保守義務の範囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、会社は一切システム利用規程の責任を負わないものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>【省略】</p> <p><u>附 則 (令和5年3月8日業務関連規程第2号)</u> <u>この規程は、令和5年3月13日から施行する。</u></p>	<p>2 システム利用契約者は、<u>民間システムを経由</u>して、システムを利用することができる。</p> <p>【省略】</p> <p>(接続試験)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、<u>民間システム</u>がシステムと接続する場合その他会社が必要と認める場合について準用する。</p> <p>【省略】</p> <p>(免責事項)</p> <p>第50条 システム利用契約者が<u>民間システムを経由</u>して送受信した電文又はシステム利用契約者の依頼に基づきシステムから<u>民間システム</u>に送信した電文により、第23条に規定する会社の保守義務の範囲外で発生したトラブルや損失、損害に対して、会社は一切システム利用規程の責任を負わないものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>【省略】</p> <p>【追加】</p>